

## 臨床研修歯科医の処遇・年次有給休暇について（最重要）

### ※プログラムA・B共通

①常勤または非常勤の別

常勤とする。

②研修手当、勤務時間および休暇に関する事項

・研修手当

月額 190,000 円を支給する。（※支給額は令和6年度実績）

・諸手当

住宅手当、時間外手当、食事補助

・勤務時間

1週の勤務時間：37時間30分

1日の実働時間：7時間30分

業務上必要なときには、始業時間・終業時間を繰り上げ、または繰り下げることがある。

・休日

月曜から土曜までのいずれか1日間

日曜・祝祭日、年末年始、本学の創立記念日、その他指定された日

・休暇

年次有給休暇：12日まで \*詳細は別記する。

その他の休暇は本学の就業規則による。

③時間外勤務および当直に関する事項

時間外勤務および当直ともに原則としてないが、業務上、研修上特に必要がある場合、勤務時間外または休日に勤務することが有る。

④宿舍の有無

あり

⑤白衣

無償貸与あり

⑥社会保険・年金

加入する。

労働保険（公的医療保険、公的年金保険、雇用保険）適用の有無

適用する。

労災保険

加入する。

歯科医師賠償責任保険

原則的に研修医全員が個人加入する。（必須）

健康管理

定期健康診断を毎年実施する。

⑦自主的な研修活動に関する事項（研究会への参加の可否および費用負担の有無）

学会等への参加は、当該指導歯科医の許可を要する。

学会等への参加費用は、参加者の個人負担とする。

就業規則による休暇（有給休暇日数に含まれないもの）

①夏休み（概ね8月中旬の6日間あるいは1週間の勤務相当日数）

ただし、研修を行っている研修施設長、診療科の科長の指示する期間に休暇をとること。

②年末年始休み（12月29日～1月3日の6日間あるいは1週間の勤務相当日数）

年次有給休暇について

・年次有給休暇は年間12日までを上限として付与するが、下記に示す特別な理由がない限りは最低5日間を取得することを条件とする。

有給休暇には、以下のものがすべて含まれる。

①休暇

②事故、病気（業務上発生した事故等については考慮する）による欠勤

③就職活動等のための欠勤

④学会、大学の所属講座への登院

⑤その他（引っ越しや友人・兄弟等の結婚式への参加等）

⑥15分以上の遅刻、早退は原則的に欠勤とするが、事由（公共交通機関の遅延、震災など）によっては担任指導医の判断を仰ぐ。